



》ごみ一時集積所設置等事業補助金制度のご案内

》4月1日から制度内容を一部改正します

家庭ごみ一時集積所を清潔に維持管理する自治会活動を支援するため、自治会が行うごみ一時集積所の設置または改修等の工事に要する費用を一部補助しています。4月1日から制度内容を以下のとおり一部改正します。

改正点

- 交付限度額を集積所の容積に応じて段階的に設定
- 大規模集積所の設置等には交付限度額を引き上げ
- 電気・給排水設備等の付帯工事費を新たに補助対象に追加 など



補助対象

自治会が管理するごみ一時集積所の設置または改修等の工事

改正ポイント

「電気・給排水設備等設置費用」「旧集積所撤去・処分費用」を新たに補助対象経費に追加しました。

補助率

補助対象経費の3分の1

交付限度額

集積所の容積に応じて、11段階に設定(最高40万円)

改正ポイント

一律15万円としていた限度額を、「建築」と「既製品の購入」の各場合に応じて段階的に設定し、大規模集積所の限度額を引き上げました。

交付対象額

1万円以上の設置または改修等の工事

改正ポイント

補助対象下限額を5万円以上としていた改修等の工事についても、設置工事と同じ1万円以上に引き下げ、対象の範囲を拡大しました。

経過年数要件

対象の集積所が過去に当該補助金の交付を受けたことがある場合、過去に交付を受けた設置または改修等の工事完了日から10年が経過していること(交付を受けた工事の補助対象経費が10万円未満の場合は5年)

改正ポイント

集積所の耐用年数の実情に応じた年数としました。

申請前に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象になりません。必ず事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

なお、令和4年度の申請受け付けは市議会の令和4年度当初予算の議決を経た後、4月1日(金)から開始します。予算の範囲内での交付となりますので、早めにご相談ください。



》ごみ一時集積所の新設・変更・廃止の届け出

家庭ごみ一時集積所を新設・変更(位置、収集品目の変更など)・廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課と各総合支所地域振興課にありますので、お問い合わせください。

事前相談・お問い合わせ

津地域…環境事業課(津市リサイクルセンター管理棟1階、☎237-5311)
その他の地域…各総合支所地域振興課



総合支所一覧